

山梨県公報

号外第二十二号

令和二年

三月三十一日

火曜日

目次

教育委員会

- 山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則……………一
 - 山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則……………二
 - 山梨県教育委員会事務局決裁規則の一部を改正する規則……………四
 - 山梨県教育委員会会議規則の一部を改正する規則……………五
 - 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則……………五
 - 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………六
 - 山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………六
 - 山梨県教育支援委員会規則を廃止する規則……………六
 - 山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示……………六
 - 山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会訓令の整理に関する訓令……………七
 - 会計年度任用職員制度導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令……………九
 - 医師診療実験従事手当支給規程を廃止する訓令……………一二
 - 山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会教育長訓令の整理に関する訓令……………一二
 - 教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………一五
- ### 人事委員会
- 令和元年改正職員給与条例附則第三条等の規定による住居手当に関する規則……………一五
 - 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………一七
 - 住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………二二
 - 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………二二
 - 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………二二
 - 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………二三

○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………二三

教育委員会

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市川 満

山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。)第七条及び山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年条例第四十七号。以下「条例」という。)第七条の規定に基づき、条例第二条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)であつて山梨県教育委員会が服務を監督するものの業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に關し、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置)

第二条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(法第七条の指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(法第六条第三項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職

員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について百時間未満
 - 二 一年について七百二十時間
 - 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間
 - 四 一年のうち一箇月において正規の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月
- 3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会
教育長 市川 満

山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則
(山梨県教育委員会委任規則の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会委任規則(昭和三十二年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、県立美術館の館長、県立博物館の館長、県立考古博物館の館長及び県立文学館の館長」を削る。

第二条第一項第三号中「、文化振興監」を「又は」に改め、「又は学力向上対策監」を削り、「つかさどり」の下に「、少人数教育推進監、ICT教育推進監、働き

方改革推進監」を加え、「、文化財指導監、文化財企画調整監」及び「、学芸幹」を削り、同条中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十一号とする。

別表第一中

教育次長、次長、課長、所長、副所長、総括課長補佐、課長補佐、理事、教育監、文化振興監、参事、学力向上対策監、政策企画監、人事管理監、義務教育指導監、高校教育指導監、文化財指導監、文化財企画調整監、地域学力向上推進幹、企画調整主幹、主幹、副主幹、主査、副主査、管理主事

を

教育次長、次長、課長、所長、副所長、総括課長補佐、課長補佐、理事、教育監、参事、少人数教育推進監、ICT教育推進監、働き方改革推進監、政策企画監、人事管理監、義務教育指導監、高校教育指導監、地域学力向上推進幹、企画調整主幹、主幹、副主幹、主査、副主査、管理主事
--

に改め、

同表中県立美術館の項から県立文学館の項までを削る。

別表第二中県立美術館の項から県立文学館の項までを削る。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第三条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次

のように改正する。

目次中「第四節 埋蔵文化財センター（第十八条・第十九条）」を「第四節 削除」に、「グループの設置」を「担当の設置」に改める。

第二条第二項中「並びに」を「及び」に改め、「及び埋蔵文化財センター」を削る。

第四条中「社会教育課」を「生涯学習課」に、「スポーツ健康課」を「保健体育課」に改め、「学術文化財課」を削る。

第五条第三号中「及び埋蔵文化財センター」を削る。

第七条第二号及び第八条第一号中「スポーツ健康課」を「保健体育課」に改める。

第九条第一号中「スポーツ健康課」を「保健体育課」に改め、同条第十九号中「県立高等学校等の」の下に「学校運営協議会制度及び」を加える。

第十条第六号中「スポーツ健康課」を「保健体育課」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「社会教育課」を「生涯学習課」に改め、同条中第十三号を第十七号とし、第一号から第十二号までを四号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第四号として次の四号を加える。

一 生涯学習の総合企画及び総合調整に関すること。

二 生涯学習の推進に関すること。

三 生涯学習審議会に関すること。

四 生涯学習推進センターに関すること。

第十二条（見出しを含む。）中「スポーツ健康課」を「保健体育課」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、第八号から第十二号までを削り、同条第十三号中「・スポーツ」を削り、同条を第六号とし、同条第十四号及び第十五号を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十五条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

「第四節 埋蔵文化財センター」を「第四節 削除」に改める。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条及び第十九条 削除

「第五節 グループの設置」を「第五節 担当の設置」に改める。

第二十条第一項中「及び埋蔵文化財センターの長」を削り、「グループ」を「担当」に改め、同条第二項中「及び埋蔵文化財センターの長」を削り、「グループ」を「担当」に改める。

第二十一条第二項中「文化振興監」を削り、「学力向上対策監」を「少人数教育推進監、ICT教育推進監、働き方改革推進監」に改める。

第二十二条第二項中「、高校教育指導監、文化財指導監又は文化財企画調整監」を「又は高校教育指導監」に改める。

第二十三条第一項中「及び埋蔵文化財センター（以下「教育事務所等」という。）」を削り、同条中第三項を削り、同条第四項中「教育事務所等」を「教育事務所」に改め、同項を第三項とする。

第二十四条第一項中「教育事務所等」を「教育事務所」に改め、同項第二号中「、体育主事、文化財主事、学芸員」を削る。

第二十五条中「教育事務所等」を「教育事務所」に改める。

第二十七条の見出し中「グループ」を「担当」に改め、同条第二項中「教育事務所等」を「教育事務所」に改める。

（山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部改正）

第四条 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中山梨県立美術館協議会の項から山梨県文学館協議会の項まで及び山梨県スポーツ推進審議会の項を削る。

第十一条及び第十二条を削る。

第十三条の表中山梨県立美術館協議会の項から山梨県文学館協議会の項までを削り

山梨県スポーツ推進審議会

スポーツ健康課

を

山梨県生涯学習審議会

生涯学習課

に改め、同条を第十一条とし、第十四条を第十二条とする。

（山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

第五条 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十一年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中的一の項を削り、同表の二の項中「表五」を「表一」に改め、同項を一の項とする。

(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)
第六条 山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、同項に規定する埋蔵文化財センターの所長」を削り、同条第四号中「、山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)第四条、山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)第四条、山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)第四条及び山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)第四条」を削り、同条第六号中「、同項に規定する埋蔵文化財センターの次長のうちあらかじめ所長が指定する次長」を削り、同条第九号中「、山梨県立美術館設置及び管理条例第四条、山梨県立博物館設置及び管理条例第四条、山梨県立考古博物館設置及び管理条例第四条及び山梨県立文学館設置及び管理条例第四条」を削る。
 第三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第五条の表二の項中「及び六月以内の期間の発掘調査事業に従事する作業員」を削り、同条の表中七の項を削る。

(博物館の登録に関する規則等の廃止)
第七条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 博物館の登録に関する規則(昭和二十九年山梨県教育委員会規則第一号)
- 二 山梨県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年山梨県教育委員会規則第八号)
- 三 山梨県文化財保護審議会規則(昭和五十一年山梨県教育委員会規則第九号)
- 四 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第三号)
- 五 山梨県立美術館処務規程(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号)
- 六 山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第二号)
- 七 山梨県立考古博物館処務規程(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第三号)
- 八 山梨県立文学館処務規程(平成元年山梨県教育委員会規則第八号)
- 九 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則(平成元年山梨県教育委員会規則第十号)
- 十 山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則(平成五年山梨県教育委員会規則第三号)
- 十一 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則(平成六年山梨県教育委員会規則第十号)

十二 山梨県銃砲刀剣類登録審査委員規則(平成十二年山梨県教育委員会規則第六号)

十三 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則(平成十四年山梨県教育委員会規則第十一号)

十四 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県教育委員会規則第四号)

十五 山梨県立博物館処務規程(平成十七年山梨県教育委員会規則第五号)

十六 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則(平成十九年山梨県教育委員会規則第九号)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
 (山梨県教育庁組織規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

社会教育課	生涯学習課
スポーツ健康課	保健体育課

山梨県教育委員会規則第七号

山梨県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条の表を次のように改める。

一 教育庁及び学校その他の教育機関における地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二に規定する会計年度任用職員(教育職員を除く。)の任用に関すること。	総務課長
--	------

<p>二 教育庁及び学校その他の教育機関における地方公務員法第二十二條の三又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三十九年法律第百十号）第六條第一項第二号に規定する職員（教育職員を除く。）の任用に関する事。</p> <p>三 地方公務員法第三條第三項第三号に規定する職として雇用する教育庁及び学校その他の教育機関の職員（第十一項に規定する者を除く。）の決定に関する事。</p>	
<p>四 地方公務員法第二十二條の二に規定する会計年度任用職員（県費負担教職員に限る。）の任用に関する事。</p> <p>五 地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項第二号に規定する職員であつて教育職員であるもの（県費負担教職員に限る。）の任用に関する事。</p> <p>六 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三條に規定する教職員（県費負担教職員に限る。）の任用に関する事。</p>	<p>義務教育課長</p>
<p>七 地方公務員法第二十二條の二に規定する会計年度任用職員（第一項及び第四項に規定する者を除く。）の任用に関する事。</p> <p>八 地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項第二号に規定する職員であつて教育職員であるもの（県費負担教職員を除く。）の任用に関する事。</p> <p>九 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三條に規定する教職員（県費負担教職員を除く。）の任用に関する事。</p> <p>十 地方公務員法第三條第三項第二号に規定する職として雇用する学校運営協議会の委員の決定に関する事。</p> <p>十一 地方公務員法第三條第三項第三号に規定する職として雇用する学校評議員の決定に関する事。</p>	<p>高校教育課長</p>

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第八号

山梨県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会会議規則（昭和三十一年山梨県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第十三条ただし書を削り、同条を第十三條の二とする。

第十二條の次に次の一条を加える。

第十三条 次の各号に掲げる事項について審議し、及び報告を受ける場合においては、

一 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に関する事。

二 附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事。

三 議会の議決を経るべき事案、知事又は議会に対する意見の申出その他関係機関との協議等が必要とする事。

四 被表彰者に関する事。

五 訴訟、審査請求その他の争訟に関する事。

六 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事。

七 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事。

2 会議を非公開とするときは、教育長は、教育長が指定する者以外の者をすべて議場の外に退去させなければならない。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第九号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第九号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則（昭和三十四年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校の項及び中学校の項中「八人」を「七人」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第十号

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表に次のように加える。

大村智自然科学賞選考委員会

高校教育課

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第十一号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定は、高等学校専攻科に在学する者について準用する。この場合において、前項中「全日制の課程」とあるのは「専攻科」と、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者（第三十九条及び第三十九条の二において「受給権者」という。）とあるのは「山梨県公立高等学校専攻科修学支援金支給要領の規定により支給する専攻科支援金（この項において単に「専攻科支援金」という。）の受給権者」と、「同法第四条の認定の申請（第三十九条において「認定申請」という。）とあるのは「専攻科支援金の認定の申請」と、「前項本文」とあるのは「第二項本文」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第十二号

山梨県教育支援委員会規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県教育支援委員会規則を廃止する規則

山梨県教育支援委員会規則（平成二十六年山梨県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

山梨県教育委員会公印規程（昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

別表中埋蔵文化財センター所長印の項を削り、同表中

県立図書館、県立美術館、

県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館の副館長の印

を
県立図書館副館長

の印
に改め、同表に次のように加える。

附属機関印	二十四 同	同
附属機関の長印	二十四 同	同

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

庁 中 一 般
 教 育 事 務 所
 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
 県 立 図 書 館
 県 立 美 術 館
 県 立 博 物 館
 県 立 考 古 博 物 館
 県 立 文 学 館
 県 総 合 教 育 セ ン タ ー
 県 立 小 学 校
 県 立 中 学 校
 公 立 中 学 校

山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教 育 長 市 川 満

山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会訓令の整理に関する訓令
(庁中処務細則の一部改正)

第一条 庁中処務細則（昭和二十四年山梨県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

「教 育 事 務 所
 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
 県 立 図 書 館 「教 育 事 務 所
 県 立 美 術 館 を 県 立 図 書 館 に改める。
 県 立 博 物 館 県 総 合 教 育 セ ン タ ー」
 県 立 考 古 博 物 館
 県 立 文 学 館
 県 総 合 教 育 セ ン タ ー」

（山梨県教育委員会公印管理規程の一部改正）

第二条 山梨県教育委員会公印管理規程（昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

「教 育 事 務 所
 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
 県 立 図 書 館 「教 育 事 務 所
 県 立 美 術 館 を 県 立 図 書 館 に改める。
 県 立 博 物 館 県 総 合 教 育 セ ン タ ー」
 県 立 考 古 博 物 館
 県 立 文 学 館
 県 総 合 教 育 セ ン タ ー」

第四条第一項中「及び埋蔵文化財センター」を削り、「その長」を「所長」に改め、「県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる公印の管守責任者については、当該各号に定める職にある者とする。

- 一 本庁の課長の印 当該課長
 - 二 附属機関印及び附属機関の長印 当該附属機関の庶務を担当する課長
- 第六条第一項中「、埋蔵文化財センター」を削り、同条第二項中「、埋蔵文化財センター所長」を削り、同条第五項中「き損」を「毀損」に改める。
 第七条第四項及び第八条中「き損」を「毀損」に改める。
 第二号様式及び第三号様式中「~~き損~~」を「~~毀損~~」に改める。
 （職員勤務時間に関する規程の一部改正）

第三条 職員の勤務時間に関する規程（昭和三十二年山梨県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

「教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

「教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

（山梨県教育職員旅費支給規程の一部改正）

第四条 山梨県教育職員旅費支給規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

「教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

「教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

（山梨県教育事務所処務規程の一部改正）

第五条 山梨県教育事務所処務規程（昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

「教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

「教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

（職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正）
第六条 職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和四十六年山梨県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

「県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館」

「県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館」

別表中県立美術館に勤務する職員の項から県立文学館に勤務する職員の項までを削る。

（山梨県教育委員会訓令前行署名式の一部改正）

第七条 山梨県教育委員会訓令前行署名式（昭和四十七年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

「教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

「教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

「埋蔵文化財センター 県立図書館

本則中
県立美術館 県立博物館
県立考古博物館 県立文学館
県総合教育センター 県立学校
公立小学校 公立中学校

「埋蔵文化財センター 県立図書館
県立美術館 県立博物館
県立考古博物館 県立文学館
県総合教育センター 県立学校
公立小学校 公立中学校」

（山梨県立学校等夜間警備委託規程の一部改正）

第八条 山梨県立学校等夜間警備委託規程（昭和四十七年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

〔県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター〕を
〔県立図書館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター〕に改める。

（山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正）
第九条 山梨県教育委員会安全衛生管理規程（昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

〔教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター〕を
〔教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター〕に改める。

（山梨県教育委員会プロジェクトチーム編成運営規程の一部改正）
第十条 山梨県教育委員会プロジェクトチーム編成運営規程（昭和五十四年山梨県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

〔教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター〕を
〔教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター〕に改める。

（山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正）
第十一条 山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

〔教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター〕を
〔教育事務所
埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター〕に改める。

第二条第一項第十号中「及び同規則第十八条に規定する埋蔵文化財センター」を削る。

別表第一の一の表中
 「社会教育課
スポーツ健康課
学術文化財課」を
「社 社
教ス健
教学文」を
「生涯学習課
保健体育課
教保体」に改める。

別表第一の二の表中
 「富士・東部教育事務所
埋蔵文化財センター」を
「教富士
教埋文」を
「富士・東部教育事務所」に改める。

（山梨県埋蔵文化財センター処務規程の廃止）
第十二条 山梨県埋蔵文化財センター処務規程（昭和五十七年山梨県教育委員会訓令甲第一号）は、廃止する。

附 則
 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第三号

庁 中 一 般
 教 育 事 務 所
 県 立 図 書 館
 県 立 考 古 博 物 館
 県 立 文 学 館
 公 立 小 学 校
 公 立 中 学 校

会計年度任用職員制度導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市 川

満

会計年度任用職員制度導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(山梨県教育事務所処務規程の一部改正)

第一条 山梨県教育事務所処務規程(昭和三十九年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の

一部を次のように改正する。

第六条第四号中「の臨時的」を「又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満の会計年度任用職員」に改める。

(山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正)

第二条 山梨県教育委員会安全衛生管理規程(昭和三十九年山梨県教育委員会訓令甲第

三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(臨時又は非常勤の職員を除く。)」を削る。

第九条を次のように改める。

(衛生管理医)

第九条 職員の健康管理その他教育長が定める事項を行わせるため、衛生管理医を置く。

2 衛生管理医は、法第十三条に規定する産業医その他医師である者のうちから教育長が選任する。

第二十条を削り、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第十八条 総括安全衛生管理者は、職員の心身の状態に関する情報を適切かつ有効に取り扱うことを目的として教育委員会が定める指針に基づき、当該情報を適正に管理しなければならない。

2 職員の安全又は衛生に関する業務に従事した職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第14条関係)

健康力一丁

所属名

氏名

職員番号

生年月日

年齢

性別

採用年月日

住所

別紙

検査結果

年度	身長	体重	BMI	腹囲	血圧		尿検査		視力		近視視力		聴力		胸部X-P		眼底検査		心電図	胃		乳	大腸		
					最高	最低	尿糖	尿蛋白	右	左	右	左	右	左	右	左	右	頸部		子宮	体部				

血液検査結果

検査日	業務コード	検査機関コード	血中脂質				肝機能				腎機能				貧血		糖代謝		感染								
			TCH	TG	HDL	LDL	AST (GOT)	ALT (GPT)	ALP	γ-GTP	IN (BUN)	UA	CRN	e-GFR	RBC	Hb	FBS	HbA1c	HBs抗原	HBs抗体	HCV抗体						

第五号様式中「第19条」を「第20条」に改める。

(非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の廃止)

第三条 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程(昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の廃止に伴う経過措置)

2 この訓令の施行の日前に勤務した非常勤の教育職員に係る手当の支給に関する事項については、なお従前の例による。

山梨県教育委員会訓令甲第四号

庁 中 一 般

医師診療実験従事手当支給規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

医師診療実験従事手当支給規程を廃止する訓令

医師診療実験従事手当支給規程(昭和三十九年山梨県教育委員会訓令甲第三号)は、廃止する。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般

教育事務所

埋蔵文化財センター

県立図書館

県立美術館

県立博物館

県立考古博物館

県立文学館

県総合教育センター

県 立 学 校

山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会教育長訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会教育長訓令の整理に関する訓令

(教育次長等専決規程の一部改正)

第一条 教育次長等専決規程(昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「グループ」を「担当」に改める。

第四条第一号中「文化振興監」を削り、「学力向上対策監」を「少人数教育推進監、ICT教育推進監、働き方改革推進監」に改め、同条中第十九号及び第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、第二十三号を第二十一号とする。

第六条の表高校教育課の項中「県費負担教員」を「県費負担教職員」に改める。

(教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程の一部改正)

第二条 教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程(昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

「教育事務所

埋蔵文化財センター

県立図書館 「教育事務所

県立美術館を県立図書館に改める。

県立博物館 県総合教育センター

県立考古博物館

県立文学館

県総合教育センター

第一条中「埋蔵文化財センター所長」及び「県立美術館長、県立博物館長、県立考古博物館長、県立文学館長」を削る。

(児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部改正)

第三条 児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程(昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

「教育事務所
埋蔵文化財センター」
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

「教育事務所
埋蔵文化財センター」
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

を
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県総合教育センター」

に改める。

第二条の表中

埋蔵文化財センター次長	所属職員
県立図書館次長	
県立美術館次長	
県立博物館副館長	
県立考古博物館次長	
県立文学館次長	
総合教育センター次長のうちあらかじめ所長が指定する次長	

県立図書館次長	所属職員
総合教育センター次長のうちあらかじめ所長が指定する次長	
県立学校長	

に改める。

県立学校長

（山梨県教育委員会被服貸与規程の一部改正）
第四条 山梨県教育委員会被服貸与規程（昭和四十八年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

「教育事務所
埋蔵文化財センター」
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

「教育事務所
埋蔵文化財センター」
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

を
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県総合教育センター」

に改める。

第二条中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とする。

第九条中「き損」を「毀損」に改める。

（山梨県教育委員会職員身分証明書等に関する規程の一部改正）
第五条 山梨県教育委員会職員身分証明書等に関する規程（昭和六十一年山梨県教育委員会教育長訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

「教育事務所
埋蔵文化財センター」
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

「教育事務所
埋蔵文化財センター」
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

を
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県立図書館
県総合教育センター」

に改める。

第二条中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とする。

第五条第二項第二号中「き損」を「毀損」に改める。

（平成二十二年等における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部改正）
第六条 平成二十二年等における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程

（平成二十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

「教育事務所
埋蔵文化財センター」
県立図書館を「教育事務所
埋蔵文化財センター」に改める。
令達先中
県立美術館を県立図書館に改める。
県立博物館 県総合教育センター」
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

第二条の表中

埋蔵文化財センター次長	所属 職員
県立図書館副館長	
県立美術館副館長	
県立博物館副館長	
県立考古博物館副館長	
県立文学館副館長	
総合教育センター副所長	
県立学校長	

を

県立図書館副館長	所属 職員
総合教育センター副所長	
県立学校長	

に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部改正）
第七条 平成二十三年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（平成二十三年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

「教育事務所
埋蔵文化財センター」
県立図書館を「教育事務所
埋蔵文化財センター」に改める。
令達先中
県立美術館を県立図書館に改める。
県立博物館 県総合教育センター」
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター」

第二条の表中

埋蔵文化財センター次長	所属 職員
県立図書館副館長	
県立美術館副館長	
県立博物館副館長	
県立考古博物館副館長	
県立文学館副館長	
総合教育センター副所長	
県立学校長	

を

県立図書館副館長	所属 職員
総合教育センター副所長	
県立学校長	

に改める。

県立学校長

(教育長の職務代理者に関する規程の一部改正)

第八条 教育長の職務代理者に関する規程(平成二十七年山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

「教育事務所

埋蔵文化財センター

県立図書館

令達先中 県立美術館を県立図書館に改める。

県立博物館

県立考古博物館

県立文学館

県総合教育センター」

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 市川 満

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

教育次長等専決規程(昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「の臨時的」を「又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満の会計年度任用職員」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第六号

令和元年改正職員給与条例附則第三条等の規定による住居手当に関する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

令和元年改正職員給与条例附則第三条等の規定による住居手当に関する規則(適用除外職員)

第一条

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和元年山梨県条例第三十四号。以下「改正職員給与条例」という。)附則第三条第一項の人事委員会規則で定める職員、山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和元年山梨県条例第三十五号。以下「改正学校職員給与条例」という。)附則第三条第一項の人事委員会規則で定める教育職員及び山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和元年山梨県条例第三十六号。以下「改正警察職員給与条例」という。)附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 改正職員給与条例第二条、改正学校職員給与条例第二条又は改正警察職員給与条例第二条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正職員給与条例第二条の規定による改正前の山梨県職員給与条例(昭和三十七年山梨県条例第三十九号。以下この条及び次条において「改正前職員給与条例」という。)第四条の四第一項第一号、改正学校職員給与条例第二条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例(昭和三十七年山梨県条例第四十号。以下この条及び次条において「改正前学校職員給与条例」という。)第十三条の三第一項第一号又は改正警察職員給与条例第二条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号。以下この条及び次条において「改正前警察職員給与条例」という。)第十五条の三第一項第一号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
- 山梨県職員給与条例第十四条の四、山梨県学校職員給与条例第十三条の三又は山梨県警察職員給与条例第十五条の三の規定を適用するとならば新たに山梨県職員給与条例第十四条の四第一項第二号、山梨県学校職員給与条例第十三条の三第一項第二号又は山梨県警察職員給与条例第十五条の三第一項第二号に該当することとなる職員
- 改正前職員給与条例第十四条の四、改正前学校職員給与条例第十三条の三又は改正前警察職員給与条例第十五条の三(次号及び第三条において「改正前職員給与

与条例第十四条の四等」という。）の規定を適用するとしたならば改正前職員給与条例第十四条の四第一項第一号、改正前学校職員給与条例第十三条の三第一項第一号又は改正前警察職員給与条例第十五条の三第一項第一号に該当しないこととなる職員

二 施行日の前日において改正前職員給与条例第十四条の四第一項各号、改正前学校職員給与条例第十三条の三第一項各号又は改正前警察職員給与条例第十五条の三第一項各号のいずれにも該当していた職員であつて、改正前職員給与条例第十四条の四等の規定を適用するとしたならば改正前職員給与条例第十四条の四第一項各号、改正前学校職員給与条例第十三条の三第一項各号又は改正前警察職員給与条例第十五条の三第一項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

三 改正職員給与条例附則第三条第一項、改正前学校職員給与条例附則第三条第一項又は改正警察職員給与条例附則第三条第一項（以下「改正職員給与条例附則第三条第一項等」という。）に規定する旧手当額が二千円以下となる職員

四 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員
（家賃の月額に変更があつた場合の旧手当額）

第二条 改正職員給与条例附則第三条第一項等の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前職員給与条例第十四条の四第二項、改正前学校職員給与条例第十三条の三第二項又は改正前警察職員給与条例第十五条の三第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正職員給与条例附則第三条、改正前学校職員給与条例附則第三条又は改正警察職員給与条例附則第三条（以下「改正職員給与条例附則第三条等」という。）の規定による住居手当の月額の算出の基礎となつた家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第三号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額
二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。）
変更後の家賃の月額

三 施行日の前日において改正前職員給与条例第十四条の四第一項各号、改正前学校職員給与条例第十三条の三第一項各号又は改正前警察職員給与条例第十五条の三第一項各号のいずれにも該当していた場合 人事委員会と協議して定める額
（確認及び決定）

第三条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、施行日の前日に改正前職員給与条例第十四条の四等の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和二年三月二日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を

住居手当に関する規則（昭和四十九年山梨県人事委員会規則第二十二号）第七条第二項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正職員給与条例附則第三条第一項等の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべきこれらの規定による住居手当の月額を決定しなければならない。
（支給の始期及び終期）

第四条 改正職員給与条例附則第三条等の規定による住居手当の支給は、令和二年四月から開始し、職員が改正職員給与条例附則第三条第一項等の職員たる要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和三年三月のいずれか早い月をもつて終わる。

（住居手当に関する規則の準用）

第五条 住居手当に関する規則第六条から第十条まで（第九条第一項を除く。）の規定は、改正職員給与条例附則第三条等の規定による住居手当の支給について準用する。
この場合において、同規則第六条第一項中「新たに職員給与条例第十四条の四第一項、学校職員給与条例第十三条の三第一項及び警察職員給与条例第十五条の三第一項（以下「職員給与条例第十四条の四第一項等」という。）の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年山梨県条例第三十四号）附則第三条第一項、山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年山梨県条例第三十五号）附則第三条第一項又は山梨県警察職員給与条例（令和元年山梨県条例第三十六号）附則第三条第一項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同規則第七条第一項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第二項中「前項」とあるのは「令和元年改正職員給与条例附則第三条等の規定による住居手当に関する規則（令和二年山梨県人事委員会規則第六号）第三条又は前項」と、同規則第九条第二項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。
（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、改正職員給与条例附則第三条等の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 井 出 興 五右衛門

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条の二」に改める。

第四章中第三十一条の前に次の一条を加える。

(行政職給料表の九級の職員に相当する職員)

第三十条の二 条例第十二条ただし書の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(行政職給料表の八級の職員に相当する職員)

第三十一条の二 条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める職員は、研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるものとする。

第三十二条第三項中「扶養親族簿」を「扶養手当認定簿」に改める。

別表第一研究職給料表の項中「富士山科学研究所、衛生環境研究所、産業技術センター」を「衛生環境研究所、森林総合研究所、富士山科学研究所、産業技術センター、総合農業技術センター、果樹試験場」に改め、「総合農業技術センター、果樹試験場、森林総合研究所」を削り、同表福祉職給料表の項中「甲陽学園、あけぼの医療福祉センター、育精福祉センター」を「あけぼの医療福祉センター、甲陽学園、子ども心理治療センターうぐいすの杜」に改める。

別表第二イの表一級の項1及び2級の項1中「、体育主事、文化財主事又は教育主事」を「又は文化財主事」に改め、同表5級の項1中「室長補佐」のところに「若しくは政策補佐」を加え、同表6級の項1中「室長」のところに「、政策調査監、広聴広報監、国際戦略監」を加え、「山岳安全対策監、ユニテ企画監、情報システム専門監」を「ユニテビジョン推進監、情報システム専門監、情報政策推進監」に改め、「衛生指導監」のところに「、大気水質指導監」を加え、「おもてなし推進監」を「観光産業振興監」に、「国際観光振興監」を「山岳安全対策監、文化財企画調整監」

に改め、「工事検査監」のところに「、管理監」を加え、同項2中「企画調整主幹」のところに「、少人数教育推進監、ICT教育推進監、働き方改革推進監」を加え、「文化財指導監、文化財企画調整監」を削り、「及び」を「又は」に改め、同項3中「室長補佐」のところに「若しくは政策補佐」を加え、同項5中「児童虐待対策幹」のところに「、心理治療指導幹」を加え、同項12中「課長」のところに「、次席」を加え、「及び次長」を「若しくは次長又は調査官」に改め、「、調査官」を削り、「、次席又は」を「若しくは」に改め、同項15中「及び」を「又は」に改め、同表7級の項1中「室長」のところに「、政策調査監、広聴広報監若しくは国際戦略監」を加え、同項2中「副参事又は学力向上対策監」を「政策参事又は副参事」に改め、同項3中「又は副館長」を「、副館長又は事務局次長」に改め、同表8級の項1中「エネルギー政策推進監」を「地域力強化推進監、富士山火山防災監、文化振興監」に、「、教育監又は文化振興監」を「又は教育監」に改め、同表9級の項1中「知事政策補佐官」を「知事秘書監又は知事政策補佐官」に改める。

別表第十福祉保健部医務課の項を次のように改める。

福祉保健部 障害福祉課	(1) 重度知的障害児の保護及び生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員及び保育士(交替制により勤務する者に限る。)	五
(2) 重度知的障害者の保護及び生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員、保育士及び介護職員としての職務に従事する職員(1に掲げる者以外の者で交替制により勤務するものに限る。)	四・五	
(3) 知的障害児(重度知的障害児を除く。)又は知的障害者(重度知的障害者を除く。)の生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員、保育士及び介護職員としての職務に従事する職員(1及び(2)に掲げる者以外の者で交替制により勤務するものに限る。)	四	
(4) 知的障害児又は知的障害者の教育、生活支援及び作業指導に直接従事することを本務とする生活	三	

国際戦略監

「総括工事検査監」を「管理監」に、「リニア企画監」を「監査指導監」に「情報」

、「山岳安全対策監」を「リニアビジョン推進監」に、「事務徴収企画監」を「運輸管理監」を「税金」

政策推進監 徴収企画監 管理監

に、「おもてなし推進監」を「観光産業振興監」に、「国際観光振興監」を「山岳安全対策監」に改め、同部富士・東部地域県民センターの項の次に次のように加える。

文化財企画調整監

パスポートセンター	所長	五種
-----------	----	----

別表第十二知事の事務部局の部富士山世界遺産センターの項及び富士山科学研究所の項を削り、同部リニア用地事務所の項中「七種」を「六種」に、「六種」を「五種」に改め、同部職員研修所の項中「二種」を「三種」に、「二種」を「一種」又は

二種」に改め、同部総合県税事務所の項中

滞納整理部長	五種（人事委員会が
課税・管理部長	五種
自動車税部長	五種

認める者にあつては四種）

課税・管理部長	五種
自動車税部長	五種
滞納整理部長	五種

に改め、同部中北保健福祉事務所の項中「（支所に勤務する者にあつては七種）」を削り、同部中女性相談所の項からこころの発達総合支援センターの項まで及び育精福祉センターの項を削り、動物愛護指導センターの項の次に次のように加える。

女性相談所	所長	五種
中央児童相談所	所長	五種
副所長	六種（人事委員会が認める者にあつては五種）	
次長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）	
児童虐待対策幹事	八種（人事委員会が認める者にあつては七種）	
都留児童相談所	所長	五種
次長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）	
児童虐待対策幹事	八種（人事委員会が認める者にあつては七種）	
甲陽学園	園長	五種
副園長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）	
副所長	五種	
こころの発達総合支援センター	次長	七種

子ども心理治療センター） ぐいすの杜	心理治療指導幹	七種	五種（人事委員会が認める者にあつては四種） 七種（人事委員会が認める者にあつては六種）
所長	次長	七種	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）

別表第十二知事の事務部局の部富士・東部林務環境事務所の項中「六種」の下に「（人事委員会が認める者にあつては五種）」を加え、同部森林総合研究所の項の次に次のように加える。

富士山科学研究所	副所長	三種（人事委員会が認める者にあつては一種又は二種、研究職給料表の適用を受ける者にあつては五種）
特別研究員	六種	
研究管理幹	八種（人事委員会が認める者にあつては七種）	

別表第十二知事の事務部局の部宝石美術専門学校の中「二種」を「四種」に、

「一種」を「三種」に改め、同部産業技術センターの項中

センター長	五種（人
-------	------

事委員会が認める者にあつては四種）

を

センター長	五種（人事委員会が認
特別研究員	六種

める者にあつては四種）

に改め、同部産業技術短期大学の項中

事務局次長

五種（都留に駐在する者にあつては六種）

を

校長	四種
事務局次長	五種（都留に駐

在する者にあつては六種）

に改め、同部バスポートセンターの項を次のように改

める。

富士山世界遺産センター	副所長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）
埋蔵文化財センター	所長	五種
次長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）	
美術館	副館長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）
次長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）	
学芸幹	八種（人事委員会が認める者にあつては七種）	
博物館	副館長	四種
考古博物館	副館長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）
次長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）	
文学館	副館長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）

学芸幹	次長
八種（人事委員会が認める者にあつては七種）	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

別表第十二知事の事務部局の部家畜保健衛生所の項から水産技術センターの項までを削り、同部専門学校農業高等学校の項中

副校長	次長
七種（人事委員会が認める者にあつては六種）	六種（人事委員会が認める者にあつては五種）

に改め、同項の次に次のように加える。

畜産酪農技術センター		所長	次長
副所長	支所長	次長	次長（支所に勤）
六種	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）	七種	七種
五種（人事委員会が認める者にあつては四種）		五種	

水産技術センター		務する者	研究管理幹	研究管理幹
特別研究員	次長	八種（人事委員会が認める者にあつては七種）	五種	六種
七種（人事委員会が認める者にあつては六種）	八種（人事委員会が認める者にあつては七種）			

別表第十二知事の事務部局の部峡南建設事務所の項中

支所長	所長
五種	四種

に、「身延に駐在する」を「支所に勤務する」に改め、同部中部横

所長	四種
----	----

断自動車道推進事務所の項を削り、同表教育委員会事務局の部本庁の項中「次長文化振興監」を「次長」に、「学力向上対策監」を「企画調整主幹」に、「施設管理監」を「企画調整主幹」に、「施設管理監」を

「学力向上対策監」を「企画調整主幹」に、「施設管理監」を「企画調整主幹」に、「施設管理監」を「学力向上対策監」に改め、同部埋蔵文化財センターの項及び美術館の項から文学館の項までを削る。（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第三項中「扶養親族簿」を「扶養手当認定簿」に改め、同条を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次に一条を加える。

（行政職給料表の八級の職員に相当する職員）

第二十八条の二 条例第十二条第三項の人事委員会規則で定める教育職員は、教育職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるものとする。

（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正）

第三条 山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十七条」を「―第二十七条」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（行政職給料表の八級の職員に相当する職員）

第二十六条の二 条例第十四条第二項の人事委員会規則で定める職員は、職務の級が九級である職員とする。

第二十七条第三項中「扶養親族簿」を「扶養手当認定簿」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一万二千元」を「一万六千元」に改める。

本則に次の一条を加える。

（令和三年四月一日における届出の特例）

第十三条 令和三年三月三十一日において山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年山梨県条例第三十四号）附則第三条、山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年山梨県条例第三

十五号）附則第三条又は山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年山梨県条例第三十六号）附則第三条の規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているものうち、同日に職員給与条例第十四条の四第一項各号、学校職員給与条例第十三条の三第一項各号又は警察職員給与条例第十五条の三第一項各号に該当することとなるものについては、令和二年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る第六条第一項の規定により行われた届出（令和元年改正職員給与条例附則第三条等の規定による住居手当に関する規則（令和二年山梨県人事委員会規則第六号）第五条において準用する第六条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和三年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表東京都の項中「八王子市」を「八王子市 府中市」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部

を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

社会福祉業務従事手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

一 保健福祉事務所、障害者相談所、富士ふれあいセンター、女性相談所、中央児童相談所、都留児童相談所又はこころの発達総合支援センターに勤務し、福祉に関する業務に従事した次に掲げる職員

- (1) 現業を行う職員
 - (2) 身体障害者福祉司
 - (3) 児童福祉司
 - (4) 知的障害者福祉司
- 二 子ども心理治療センターうぐいすの杜に勤務し、心理治療又は生活支援に関する業務に従事した職員で人事委員会が定めるもの

第四条第一項第二号中「又は家畜保健衛生所」を「、食肉衛生検査所又は家畜保衛生所」に改める。

第五条第二項の表中「こころの発達総合支援センター」を「こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センター うぐいすの杜」に改める。

第十五条第一項中「農務事務所、建設事務所、森林総合研究所、水産技術センター、中部横断自動車道推進事務所、新環状道路建設事務所、流域下水道事務所又は埋蔵文化財センター」を「森林総合研究所、埋蔵文化財センター、農務事務所、水産技術センター、建設事務所、新環状道路建設事務所又は流域下水道事務所」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に、「百分の百四

十一・五」を「百分の百三十九」に改め、同項第二号中「百分の百六」を「百分の百三・五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に、「百分の百二十七」を「百分の百二十四・五」に、「百分の百四十一・五」を「百分の百三十九」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十四・五」を「百分の九十二」に、「百分の百十四・五」を「百分の百十二」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十二号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項中「（以下「早出遅出勤務期間」という。）」を削る。
第二十条の次に次の一条を加える。
（不妊治療休暇）

第二十条の二 不妊治療休暇は、職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 不妊治療休暇の期間は、一の年における期間とする。

3 不妊治療休暇は、一日又は一時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 一時間を単位として使用した不妊治療休暇を日に換算する場合には、第十二条第二項の規定を準用する。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（学校行事参加休暇）

第二十三条の三 学校行事参加休暇は、中学校修了前の子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事（学校教育法第一条に規

定する学校が実施する行事その他人事委員会が定める行事に限る。)に参加するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 学校行事参加休暇の期間は、一の年における期間とする。

3 学校行事参加休暇は、一日又は一時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 一時間を単位として使用した学校行事参加休暇を日に換算する場合には、第十二条第二項の規定を準用する。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条の四第一項中「(以下「早出遅出勤務期間」という。)」を削る。

第十九条の次に次の一条を加える。

(不妊治療休暇)

第十九条の二 不妊治療休暇は、職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 不妊治療休暇の期間は、一の年における期間とする。

3 不妊治療休暇は、一日又は一時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 一時間を単位として使用した不妊治療休暇を日に換算する場合には、第十二条第二項の規定を準用する。

第二十二条の二の次に次の一条を加える。

(学校行事参加休暇)

第二十二条の三 学校行事参加休暇は、中学校修了前の子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事(学校教育法第一条に規定する学校が実施する行事その他人事委員会が定める行事に限る。)に参加するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 学校行事参加休暇の期間は、一の年における期間とする。

3 学校行事参加休暇は、一日又は一時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 一時間を単位として使用した学校行事参加休暇を日に換算する場合には、第十二条第二項の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。